

とめ NN だより

令和5年8月発行

第32号



「とめ NN だより」は、農業農村整備部(通称 NN 部)の広報広聴活動の一環として、登米管内の農業農村整備事業に関連する活動を広くお知らせする目的で、年4回発行を予定しております。掲載内容についてお問い合わせ等ありましたら、管理調整班までご連絡ください。

【東部地方振興事務所登米地域事務所農業農村整備部広報広聴委員会】

Lineup

内容	ページ
大規模災害時における相互応援に関する協定締結式が開催されました。	1
農地整備事業「伊豆沼2工区地区」が工事完了しました。	2
県営かんがい排水事業「五ヶ村堀地区」が完了しました。	3
「令和5年度 登米地域農業農村整備の概要」管内概要図が完成しました。	3
令和5年度みやぎ農業農村整備地域懇談会(登米管内)を開催しました。	4

大規模災害時における相互応援に関する協定締結式が開催されました。

令和5年3月13日に登米市南方町の迫川沿岸土地改良区において、「大規模災害時における相互応援に関する協定」締結式が開催されました。

この協定は、登米市の「登米吉田」「登米市豊里町」「北上川沿岸中田地区」「迫川沿岸」の4土地改良区で締結されたものであり、近年激甚化する地震や頻発化する豪雨などの大規模自然災害、さらには標準耐用年数を大幅に超過した施設の突発事故発生時に、単独の土地改良区では十分な応急措置等の実施が困難な状況となってきたため、土地改良区職員の派遣や物資・資機材提供等の相互応援を行うことにより被害の軽減と、農業経営の安定を図ることを目的としています。

これからの大規模災害時等に、大きな力を発揮してくれることが期待されます。



▲協定締結式の様子



▲協定書署名後の写真撮影の様子

農地整備事業「伊豆沼 2 工区地区」が工事完了しました。

本事業は平成 26 年に計画が策定され、平成 27 年に事業認可を受けました。その後、平成 28 年より工事に着手し、約 7 年の工事期間を経て、令和 4 年 6 月の権利者会議及び令和 4 年度区画整理付帯工事の完成により、令和 5 年 3 月に事業完了いたしました。

整備前の伊豆沼 2 工区地区は、大型機械の導入が困難なほど農道が狭小で土地の有効利用が図られない状況でした。そのため、基盤整備事業により新たな標準区画(2ha 区画)を導入し、農地の利用集積、水田の高度利用等による生産性の向上を図っていくこととしました。

基盤整備により大型農機の導入が可能となったことで、農業生産性が向上し、2ha 区画を契機とした集積の推進や、県内初となるレンコン田の整備により収穫量も 2.5 倍になるなど、高収益作物の生産拡大も図られました。

今後、中心担い手への農地集積が進むことにより経営体の安定的な営農の確立が図られ、さらに、付加価値をつけた作物の流通・販売など、地域農業の一層の活性化が期待されます。

伊豆沼 2 工区地区の概要

受益面積：104.3ha

総事業費：約 19 億円

事業期間：平成 27 年度～令和 4 年度

事業内容：区画整理 104.3ha
暗渠排水 102.1ha
用水路工 12.8km
排水路工 9.3km 等



▲伊豆沼 2 工区地区の位置図



▲地区の全景(平成 28 年 10 月撮影)



▲地区の全景(令和 5 年 5 月撮影)

ご か そんぼり
県営かんがい排水事業「五ヶ村堀地区」が完了しました。

迫川の東側、登米市米山町に位置する本地域の基幹的排水施設は、昭和 36 年と同 42 年に県営かんがい排水事業で設置された低位部・高位部排水機場、昭和 60 年に湛水防除事業で設置された第 2 排水機場の 3 つの排水機場が稼働していました。

このうち低位部・高位部の排水機場は築造後 40 年が経過し、施設全体の劣化が著しく排水機能が低下、維持管理コストの増加を招いていたため、平成 22 年からこの 2 つの機場を「五ヶ村堀第 1 排水機場」として統合・改修する事業が始まりました。

当初は令和 3 年度に完成する予定でしたが、令和 4 年 3 月の福島県沖地震により施設の一部が被災し、復旧工事に期間を要したため全ての工事が完了したのは令和 5 年 4 月となりました。

現在は第 1 排水機場・第 2 排水機場共に稼働し、水田の高度利用、地域住民の生活環境の向上に貢献しています。



▲左：第 1 排水機場、右：第 2 排水機場



▲第 1 排水機場 内部状況

「令和 5 年度 登米地域農業農村整備の概要」管内概要図が完成しました。


概要図には、

- ・ 登米管内の旧町毎の概要
- ・ 登米管内の県営事業及び団体営事業地区の概要
- ・ 地区の進捗率
- ・ 地区の位置図

など、業務の参考となる情報が掲載されています。

配布等を希望する場合は、登米地域事務所農業農村整備部管理調整班までご連絡ください。





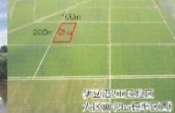



令和5年度

登米地域農業農村整備の概要

～次代に向けて たすきをつなぐ みやぎの たか農業・農村～



宮城県東部地方振興事務所
 登米地域事務所農業農村整備部

令和5年度みやぎ農業農村整備地域懇談会（登米管内）を開催しました。

令和5年6月7日に登米合同庁舎にて、「登米市」「関係土地改良区」「みやぎ登米農業協同組合」「宮城県土地改良事業団体連合会」「みやぎ農業振興公社」「宮城県農政部」「登米地域事務所」出席のもと、令和5年度みやぎ農業農村整備地域懇談会（登米管内）が開催されました。

本懇談会は、宮城県の農業・農村の振興に資するため、市町村、農業協同組合、土地改良区などから、現場の実状や地域ニーズなどについて情報提供いただくと共に意見交換を実施し、今後の施策展開の参考とする目的から毎年実施しているものです。

県からは、令和5年度農村振興局関係予算などの概要、令和5年度の主な新規・拡充事項などに関する情報提供がありました。新規・拡充事項の内容として、農地整備の分野においては「スマート農業に取り組む地区における計画策定の助成期間の上限を4年に拡大すること」や、農地防災の分野においては「ため池廃止に伴って必要となる下流水路整備を支援すること」などが挙げられました。また、宮城県の農業農村整備の情勢について、令和7年まで進めていく重点推進プロジェクトとして「収益力向上に向けた基盤整備プロジェクト」「地域と関わりを持つ関係人口の創出プロジェクト」「農村の暮らしを守る防災・減災プロジェクト」に関する説明がありました。

そのほか宮城県土地改良事業団体連合会、みやぎ農業振興公社から「災害復旧事業に係る業務受託料の見直し」「農地中間管理事業の取組状況」などの情報提供もありました。その後の意見交換では、農業用水利施設の長寿命化計画やほ場整備事業の計画的な事業推進などについて、関係土地改良区及び登米市からの意見要望に対して関係部署よりそれぞれ回答を行いました。



▲県からの情報提供の様子



▲懇談会の様子

宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所農業農村整備部 広報広聴委員会（編集:管理調整班）



〒987-0511 宮城県登米市迫町佐沼西佐沼 150-5
 Tel : 0220-22-5169 Fax : 0220-22-6015
 E-mail : et-tmnbnkt@pref.miyagi.lg.jp
 URL : <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/et-tmsgsin-ns/>

こちらからも
アクセス出来ます!!

